



# Column

## 農のもつ福祉的機能について

相川 良彦

自宅のすぐ近くに障害者の共同授産施設があり、彼らが作ったハウス栽培の花木鉢物や小物などを常時売っている。花木栽培は障害者にとって馴染みの良い作業のようである。全国農業会議所の耕作放棄地のある市町村を対象とした福祉農園調査によると、回答のあった184市町村で255の社会福祉法人が農園を持っていた（福祉法人以外の主体を含めると合計451）。園芸栽培は手間や費用がかかり、また、ほとんどが補助金を貰っているわけでもない。それでも1市町村当たり1.4の福祉法人が平均9.1アールの農園を運営しているのは、園芸栽培が入所者たちの心を癒し、楽しみになることを実感しているからにちがいない。

当所の近くの散髪屋が以前に知的障害のある青年を雇っていたことがある。自宅近くの和菓子屋でも数年前に同様の女性が雇われて、心配そうに母親が付き添っていた。残念なことに2人とも長続きはしなかった。知的障害者にとって、客商売は不得手な仕事かもしれない。近年は教育期間中の障害児童への政策は充実してきている。むしろ、問題は学校卒業後で、成人後の障害者への支援政策は手薄である。仮に、福祉の制度化がされても実態が伴わない。例えば、障害者を一定割合雇用する義務づけはあるが、それを守っているのは良心的な地方自治体くらいで、中央省庁すら守っているようには見受けられない。我が国では、まだまだ障害者がバリアフリーに支えられ健常者と同等に働ける状況にはない。

成人した障害者の雇用を促進する施策として、以前から職親制度がある。雇い主へ補助金（月28,000円）を出して、障害者の雇用を促進しようというものである。現在でも、年500人強が同制度を活用している。私は別件調査の中で偶然にも職親の農家から話を聞いたこ

とが数回あった。この遭遇率から、職親である農家の割合は産業就業者に占める農家の割合に比して多いような気がしている。その一因として、動植物や自然を相手の農業は、人間を相手にする他職種に比べて働きやすいという障害者の選好があるように思うのである。

北海道新得町に共働学舎という農事組合法人がある。宮嶋望夫妻が米国留学から帰り、当町から丘陵地43ヘクタールを借地して1978年にスタートした、酪農を生業とする福祉コロニーである。若い宮嶋氏に北海道での共働学舎創設に踏み切らせた契機の一つは、教育者であった父の「自閉症の子供たちが、動物とならコミュニケーションできる」という言葉だった。いろいろな障害のある者が残っている健常な機能を持ち寄って健常者と同等に仕事と生活をする社会の実現という共働学舎の理念は、それに共鳴する様々な障害者と健常者を参集させ、現在、健常者と障害者あわせて50人余（5家族を含む）の生産・生活共同体となっている。ただ、不幸なことに、いろいろな障害者の混成という構成形態は、障害形態別にタテワリ化した福祉行政からは規定外れの団体とみなされて、公的補助を受けることが出来なかった（但し、近年そうした規定は緩和されているようである）。そのため当学舎は創設以降の二十年間はキリスト教関連の支援団体からの寄付支援により赤字を補填してきた。だが、宮嶋氏が留学で習得したチーズ加工・販売が漸く軌道にのったこともあり、いまや年商1億円、構成従業員全てに月3～5万円の給与を支給するまでに成長してきている（衣食住は別途に法人から現物支給）。

障害者の生活自立を支える職業として、農業はもっと積極的に位置づけられるべきではないか。そこで提案だが、農業または食品産業を営む事業者が、障害者を雇用（或いは共に生活）する場合、彼らを長期的な研修労働者と性格付け、研修労働者向けの宿舎建設を農政として補助出来ないものだろうか（福祉施設の建設における公的補助率は75%）。それは、障害を持つ労働者の生活を支えると同時に、雇う農家や法人側の負担を軽減できるというメリットがある。いずれ、関係部局の皆様のご意見を聞きたいと考えている。